

第1章 総 則

第1節 計 画 策 定 の 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律223号)第42条の規定に基づき、鹿追町防災会議が作成する計画であり、鹿追町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、各関係機関がその能力の全てをあげて町民の生命、財産を災害から保護するための必要事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計 画 の 構 成

鹿追町地域防災計画は、本編の他、次の編から構成する。
資料編

第3節 防 災 計 画 の 修 正

次に掲げるような事項について必要があると認められる場合は、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更(削除)を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画及び北海道地域防災計画の修正が行われたとき。
- 5 その他、町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、軽微な変更(組織の機構改革による名称の変更、人口、面積等の数量的な変更)については、会長が修正し、防災会議に報告する。なお、変更を行った場合には、その結果を北海道知事に報告する。

第4節 防 災 関 係 機 関 等 の 処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱

鹿追町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
鹿追町	町長部局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿追町防災会議に関する事。 2. 本部の設置及び組織の運営に関する事。 3. 防災訓練の実施及び防災思想の普及に関する事。 4. 防災に関する組織の整備、資材の備蓄その他災害予防措置の実施に関する事。 5. 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関する事。 6. 避難に関する情報の発令及び避難者の収容に関する事。 7. 被災者の救助、死体の収容及び傷病者の救護に関する事。 8. 災害時における給水、食糧及び諸物資の供給等災害応急対策に関する事。 9. 清掃・防疫その他保健衛生に関する事。 10. 住宅の応急対策その他保護に関する事。 11. 緊急輸送の確保及び交通等の対策に関する事。 12. 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関する事。 13. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動支援に関する事。 14. その他町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。
	鹿追町教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関する事。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。
	鹿追消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町が行う災害に対する業務の全般的な協力に関する事。
とちろ広域消防事務組合	鹿追消防署	<ol style="list-style-type: none"> 2. 災害時における住民の生命及び財産の保護に関する事。 3. 住民の避難誘導及び人命救助並びに被災地の警戒体制に関する事。 4. 緊急時における病人、負傷者、急患の輸送に関する事。
指定地方行政機関	北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一級河川直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間の河川工事に関する事。 2. 河川環境整備事業及び災害復旧に関する事。 3. 直轄砂防事業に関する事。 4. 直轄堰堤の維持管理に関する事。 5. 洪水予報（帯広測候所と共同）、水防警報の発表に関する事。 6. 一般国道並びに一般国道自動車専用道、高速自動車国道直轄区間の新設、改築、維持修繕、災害復旧及びその他の管理に関する事。 7. 国営農業農村整備事業に関する災害復旧に関する事。
	北海道財務局 帯広財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における資金の融資並びに金融機関の業務の指導及び監督に関する事。 2. 災害時における国有財産の緊急利用等に関する事。
	北海道農政事務所 帯広地域拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急用食料の調達及び供給に関する事。 2. 災害応急飼料対策において要請に応じて飼料作物を供給する等、必要な措置に関する事。
	帯広測候所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象、地象、水象等の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2. 観測成果を解析総合し、予警報及び情報の発表に関する事。 3. 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象調査報告書の作成に関する事。 4. 防災知識の普及及び指導に関する事。
	北海道運輸局 帯広陸運支局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2. 防災関係機関と輸送機関との連絡調整に関する事。
	北海道労働局 帯広労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業所、工場等の産業災害の防止対策に関する事。

指定地方 行政機関	北海道森林管理局 帯広事務所 十勝西部森林管理署 東大雪支署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄国有林に関し、保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2. 所轄国有林の復旧治山並びに予防治山に関すること。 3. 林野火災の予防対策の樹立及び未然防止を図ること。 4. 災害時において地方公共団体等の要請に基づき、可能な範囲において緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
	北海道地方環境事務所 上士幌自然保護官事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境モニタリングに関すること。 2. 油等の大量流出による防除の協力に関すること。
自衛隊	陸上自衛隊第5旅団 鹿追駐屯地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣要請権者の要請又は独自の判断に基づき、予防派遣又は事前救援に関すること。 2. 災害派遣部隊による人命の救助・消防・水防・救援物資の輸送・道路の応急処理・応急医療・防疫・給水・通信等の支援に関すること。
北海道	十勝総合振興局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会に係る事務に関すること。 2. 防災に関する組織の整備を図り、物資・資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4. 町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6. 災害救助法の適用に関すること。
	北海道総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 2. 非常通信協議会の運営に関すること。
	十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄する道路及び河川について、維持管理、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 2. 水防活動の技術指導に関すること。 3. 被災地における交通情報の収集及び交通道路の確保に関すること。 4. 管理河川の水位の観測及び水防警戒に関すること。
	十勝総合振興局 保健環境部 新得地域保健支所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における塵芥収集、し尿汲み取り、死亡獣畜処理等の清掃業務について、鹿追町への指導助言に関すること。 2. 災害時における応急医療に関すること。 3. 被災地における給水の実施、防疫の実施指導、感染症予防及び清掃指導に関すること。 4. 被災地における環境衛生及び食品衛生に関すること。 5. 被災地における保健衛生指導に関すること。 6. 被災地における医薬品及び衛生機材等の需給に関すること。
	十勝農業改良普及 センター十勝西部支所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、農業用施設、農作物等の災害予防措置並びに防止対策の研究と技術指導に関すること。 2. 農業災害時における農業者の早期経営の安定を図るための応急対策、病害虫の防疫指導等、それぞれ専門分野について適切な技術指導の実施に関すること。
	十勝総合振興局森林室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 林業の被害調査に関すること。
	十勝教育局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導の実施に関すること。 2. 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
警察	新得警察署 鹿追警察官駐在所 瓜幕警察官駐在所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における情報等の収集報告及び広報活動等に関すること。 2. 避難誘導、被災者の救助その他人命保護の措置に関すること。 3. 行方不明者の調査並びに死体の検視に関すること。 4. 災害時における交通秩序の維持に関すること。 5. 災害に伴う犯罪の予防その他社会秩序の維持等治安に関すること。 6. 町等の防災機関が行う防災業務の協力に関すること。

指定公共機関	東日本電信電話（株） 北海道東支店	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信設備の維持補修に関すること。 2. 災害時における通信の確保及び修繕に関すること。 3. 気象官署からの警報を関係機関への伝達に関すること。 4. 非常及び緊急通話の取扱を行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
	北海道電力（株） 新得営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電力施設等の防災管理に関すること。 2. 災害時における電力の円滑な供給に関すること。 3. 電力施設の災害及び復旧見込等の周知に関すること。（公益事業令第55条）
	日本放送協会 帯広放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象予報（注意報を含む。）警報、並びに情報等、災害情報・防災知識の普及等災害広報に関すること。（気象業務法第15条、放送法第6条の2）
	日本郵便株式会社 北海道支社	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 2. 郵便の非常取扱に関すること。 3. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	一般社団法人十勝医師会 薬剤師会十勝支部 一般社団法人バス協会 十勝支部 公益社団法人獣医師会 十勝支部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療関係機関との連絡調整並びに救急医療、助産その他救助の実施に関すること。 2. 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。 3. 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること。 4. 災害時における飼養動物の対応に関すること。
公共的団体 及び防災上 重要な施設 の管理者	鹿追町国民健康保険病院 トリセンター及び一般病院	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における医療及び防疫対策についての協力に関すること。 2. 被災地における保健衛生指導に関すること。
	鹿追町農業協同組合 十勝農業共済組合 西部事業所 西十勝森林組合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物の災害応急対策、指導に関すること。 2. 被災組合員に対する資金の融資及び斡旋に関すること。 3. 農業生産資材及び生活物資の確保、斡旋に関すること。 4. 農業生産共同施設等の応急対応及び復旧対策に関すること。 5. 農作物の需給調整に関すること。 6. 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 7. 家畜の防疫に関すること。
	鹿追町商工会 帯広信用金庫鹿追支店	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における物価の安定及び救助物資の確保に関すること。 2. 被災商工業者に対する経営指導、資金の融資及び斡旋に関すること。 3. 災害時における金融に関すること。 4. 町が行う被害状況調査の協力に関すること。
	一般運送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資及び応急用対策物資の緊急輸送等について関係機関への支援に関すること。
	危険物関係施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における救援物資の緊急輸送等につき関係機関への支援に関すること。 2. 施設内災害予防及び災害時における危険物の保安措置に関すること。
	鹿追町建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における災害応急対策、復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動に対する支援に関すること。
	各種団体・組織	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における応急、復旧対策についての協力に関すること。

第5節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自が防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

1 住民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 最低3日分（推奨1週間）の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料、電力の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的な参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成

(2) 災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難場所での自主的活動や町民が主体となった避難場所運営体制の構築
- オ 道・町・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

(3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活と関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない事等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又

は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害発生に備える

意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、道・町・防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献、地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定運用
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

(3) 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ア 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- イ 地区居住者等は、必要に応じて当該地区における自発的な災害活動に関する計画を作成し、地区防災活動計画の素案として、町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。
- ウ 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは町防災計画に地区防災計画を定める。
- エ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- オ 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

(4) 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 鹿追町の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本町は、十勝平野の北西部にあり、北緯43度00分から同43度23分、東経142度55分から同143度09分に位置し、北は上士幌町、北東に士幌町、南は音更町、南西は芽室町・清水町、西は新得町に接している。

面積は404.70平方kmを有し、東西に17.7km、南北39.8kmである。

2 地勢及び河川

本町の北辺が大雪山国立公園地帯となっており、大雪山連山が林立する高山となっているが南下するにしたがい、然別湖を水源とする然別川が作った扇状地が広がっている。

河川は然別川、シイシカリベツ、オソウシュ川、瓜幕川の外12河川がある。

3 気象

本町は気温差の激しい内陸性気候を呈し、季節的には夏季の高温、冬の低温乾燥の循環が顕著に表れ、年間を通じ比較的晴天日が多く湿度も低い。また10月以降は急速に気温が低下し、かつ積雪量が少ない為、土壌が深く凍結し春耕は遅い。

また、数年に一度くらいの割合で冷夏となることがある。

鹿追町における平均気温等

気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均気温(°C)	-6.7	-6.2	-1.6	5.0	11.0	14.8	18.5	19.6	15.9	9.5	2.8	-3.9	6.6
最高気温の平均(°C)	-2.5	-1.7	2.9	10.4	16.9	20.4	23.3	24.3	20.8	14.5	6.9	-0.2	11.3
最低気温の平均(°C)	-11.9	-11.8	-6.5	-0.2	5.5	10.1	14.5	15.6	11.5	4.7	-1.3	-8.2	1.8
日照時間(時間)	153.0	152.5	189.4	181.4	176.2	133.8	113.7	119.8	139.9	160.6	140.2	133.6	1794.3
降水量(mm)	34.1	27.7	41.5	54.4	83.9	81.9	128.7	168.4	141.7	88.2	56.5	45.9	952.8
平均風速(m/s)	2.5	2.5	2.6	2.7	2.2	1.7	1.5	1.4	1.6	2.1	2.6	2.7	2.2

「鹿追地域気象観測所(鹿追町緑町3-1-3) 統計期間:1991年~2020年平均値」

日照時間:1991年~2020年平均

4 毎年の値(昭和59年より)

年	平均気温(°C)	最高気温(°C)	最低気温(°C)	降水総量(mm)	日照時間(h)	平均風速(m/s)
昭和59年	5.4	31.9	-19.4	594	2,468.2	2.2
昭和60年	5.8	33.1	-26.3	720	2,315.3	2.1
昭和61年	5.1	33.8	-21.3	854	2,377.3	2.1
昭和62年	5.7	30.9	-22.4	788	1,991.7	2.2
昭和63年	5.8	34	-19.3	986	1,665.2	2.0
平成元年	7.0	32.5	-19.2	1,011	1,687.3	1.8
平成2年	7.4	30.2	-22.9	1,127	1,821.6	1.8
平成3年	6.8	30.4	-21.8	779	1,716.9	1.8
平成4年	6.1	29.5	-20.2	849	1,628.8	1.6
平成5年	5.8	28.4	-18	953	1,527.0	1.7
平成6年	7	33.01	-18.9	918	1,777.3	1.6
平成7年	6.5	31.2	-20.5	1,188	1,536.9	1.4
平成8年	5.7	30.1	-18.5	896	1,501.4	1.5
平成9年	6.4	31.2	-17	1,037	1,591.1	1.4
平成10年	6.3	29.9	-21.8	1,137	1,575.9	1.4

第2章 鹿追町の概況

年	平均気温(℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)	降水総量(mm)	日照時間(h)	平均風速(m/s)
平成11年	6.9	35	-19.5	890	1,688.6	1.3
平成12年	6.2	33.3	-24.5	1,236	1,512.1	1.3
平成13年	5.3	30	-23.5	1,030	1,639.8	1.4
平成14年	6.2	31.1	-19.7	880	1,621.4	1.6
平成15年	5.9	29.2	-24.8	824	1,631.8	2.6
平成16年	6.8	33.9	-20.3	914	1,844.5	2.8
平成17年	6	31.8	-23.3	799	1,833.2	2.7
平成18年	6.3	32.7	-20.6	978	1,692.5	2.8
平成19年	6.4	34.4	-17.3	765	1,837.5	2.6
平成20年	6.5	31.3	-22.3	605.5	1,867.9	2.4
平成21年	6.5	31.6	-18.8	1060	1,842.1	2.4
平成22年	7.2	33	-21	1173	1,771.8	2.5
平成23年	6.9	32.6	-19.3	1106.5	1,957.0	2.7
平成24年	6.5	32.5	-20.7	1053.5	1,721.1	2.2
平成25年	6.6	33	-21.4	969.5	1,813.6	2.6
平成26年	6.9	36	-21.7	865.5	2,047.9	2.8
平成27年	7.4	34.1	-19.2	764.5	2,037.4	2.7
平成28年	6.7	31.8	-19.3	1307	1,896.9	2.7
平成29年	6.7	34.6	-22.9	825	2,035.7	2.6
平成30年	7.1	34.6	-20.4	1146.5	1,877.1	2.5
令和元年	7.4	36.5	-22.2	818.5	1,994.7	2.8
令和2年	7.6	34	-22.3	735.5	1,892.8	2.5
令和3年	7.7	35.1	-19.8	1000	1,678.4	2.7
令和4年	7.8	32.7	-19.4	1107.5	1,955.2	2.6
令和5年	8.7	35.7	-19.8	772	1,964.2	2.7
令和6年	8.4	36.1	-19	674	2,053.1	2.6
令和7年	8.8	37.4	-15	928.5	1,991.6	2.8

第2節 災害の概要

本町における過去の災害は次表のとおりであり、昭和39年に発生した山火事以外は、いずれも自然現象によるものであり、農業・土木等各方面にわたり大きな被害を受けている。特に昭和56年8月の豪雨(351mm)は開町以来の大災害となった。

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
大正8年	水 害		大洪水により河川氾濫
大正11年	水 害	下 鹿 追	大洪水により紅葉橋、鹿追橋流失
昭和5年	強 風	全 町	甜菜・えん麦等445町歩、被害総額13,497円55銭、特に上然別、美蔓、幌内地区の被害甚大
昭和6年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和7年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和9年	冷 害	全 町	農作物冷害により大凶作
昭和11年10月3～4日	台 風	全 町	
昭和16年	冷 害	全 町	冷害により凶作
昭和25年4月24日	山 火 事		国有林300町歩焼失
昭和25年8月2～3日	水 害	全 町	降雨量124.95mm、然別川、幌内川氾濫、被害総額846万円
昭和27年3月4日	地 震	全 町	午前10時23分震源地えりも岬沖70km
昭和28年	水 害		浸水家屋50戸、被害総額2億7,000万円
昭和29年5月10日	暴 風 雨	全 町	家屋の全半壊141戸、畑作被害1,053ha・3,800万円、家畜被害額113万円外、被害総額1億7,336万円、最大風速32m
昭和29年9月27日	台 風	全 町	台風15号 洞爺丸遭難
昭和29年	冷 害	全 町	
昭和30年7月	豪 雨	全 町	
昭和30年8月10日	落 雷	上 然 別	落雷により家屋1戸と美蔓電力利用組合変電所全焼
昭和31年	冷 害	全 町	冷害により大凶作(開基以来初めての冷害対策本部が設置される)
昭和32年5月	水 害	笹川・下鹿追・ 上然別	然別川氾濫(笹川・下鹿追・上然別315町歩)
昭和34年9月10日	台 風	全 町	
昭和34年9月27日	台 風	全 町	台風15号
昭和36年7月	豪 雨	全 町	
昭和37年6月29日	降 灰	全 町	
昭和37年8月4日	台 風	全 町	台風9号、台風10号(瓜幕橋、笹川橋流失)、被害総額8,500万円以上
昭和39年4月2日	水 害	全 町	融雪出水による水害
昭和39年5月21日	山 火 事	然別国有林	自衛隊然別演習場より発火、国有林焼失(280ha) 2,800人出動
昭和39年6月	降ひょう	中鹿追・北鹿追	降ひょうによる被害総額1億8,800万円
昭和39年6月4日	水 害	全 町	〔長期降雨(100mm)、床下浸水(16)、農地冠水(568ha)、河川決壊(2)、橋梁欠損(3) 被害総額1億8,800万円〕
昭和39年8月24日	水 害	全 町	
昭和39年	冷 害	全 町	冷湿害対策本部設置、被害率50%を超える農家505戸
昭和40年9月17日	台 風	全 町	台風23号 河川決壊(2)、橋梁欠損(2)、農地冠水(480ha) 被害総額 2,000万円
昭和41年10月28日	豪 雨	全 町	被害総額 5,700万円
昭和41年	冷 害	全 町	被害総額 3億2,000万円
昭和42年4月19日	水 害	瓜幕橋付近	融雪災害、道路欠損(1)外
昭和42年8月27日	水 害	全 町	農地冠水(112ha) 被害総額 200万円
昭和43年8月3日	豪 雨	全 町	河川決壊(4)、道路欠損(1) 被害総額 100万円
昭和44年2月1～6日	豪 雪	全 町	6日間の積雪196cm、交通機関麻痺、死者1名、農業用施設 51万円、商業施設 160万円、被害総額 211万円

第2章 鹿追町の概況

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和45年3月16～18日	豪 雪	全 町	家屋全壊(2) 牛乳等被害総額 670万円、2つ玉低気圧による、17日には猛吹雪、25日まで連日連夜の除雪作業、除雪費 800万円
昭和45年8月7日	降ひょう	中・東瓜幕	農作物被害(230ha) 110万円
昭和46年1月22日	豪 雪	全 町	
昭和47年2月28日	豪 雪	全 町	家屋全壊(11) 牛乳等被害総額 330万円
昭和47年9月15日	台 風	全 町	台風20号(1日の降雨量133mm)、浸水面積561ha、畑の浸水414ha、浸水家屋104戸、橋の流失破損20
昭和50年3月22日	豪 雪	全 町	1日の積雪 70cm
昭和50年5月17～19日	水 害	全 町	融雪、道路被害(8) 被害総額 1,770万円外万代橋
昭和50年8月24日	豪 雨	全 町	農地冠水(50ha)、道路欠損(11箇所) 被害総額 740万円
昭和50年10月21日	強 風	市 街	家屋全壊(1) 被害総額 299万円
昭和52年4月19日	強 風	全 町	家屋全半壊(4)、農業用施設(160) 被害総額 247万円
昭和53年8月23日	降ひょう	全 町	農産物被害(575ha) 4,981万円
昭和54年9月10日	降ひょう	上、下幌内・ 笹川・北鹿追	農産物被害(2,172ha) 1億2,944万円
昭和55年3月11日～12日	強 風	全 町	農業用施設被害(165) 228万円
昭和55年	冷 害	全 町	
昭和56年8月3～6日	豪雨・ 台風	全 町	台風12号、総雨量 351mm、床上浸水(33)、床下浸水(467)、農地流失(53.8ha)、農地冠水(6,355ha)、河川決壊(63)、橋梁欠損(5)、道路欠損(63)、林業被害(13)、商業被害(10)、被害総額 198億4,327万円、ホテルかんの孤立、宿泊客救出に自衛隊のヘリコプター出動
昭和56年8月23日	台 風	全 町	台風15号、家屋一部破壊(4)、農作物被害(2,757ha)、林業被害(183)、商業被害(13) 被害総額 3億5,164万円
昭和57年7月20日	降ひょう	西上幌内	農作物被害(20.6ha) 105万円
昭和57年9月13日	台 風	全 町	台風18号、農作物被害(774ha) 5,051万円
昭和58年	冷 害	全 町	農作物被害(10,384ha) 24億6,330万円
昭和59年5月3日	水 害	全 町	道路欠損(2)、河川欠壊(1) 被害総額 2,267万円
昭和60年5月3日	山 火	オソウシ	約 1ha焼失
昭和60年6月15日	降 霜	全 町	農作物被害 705ha
昭和60年6月21日	山 火	然別湖畔	然別国有林121林班3小班 約1 ha焼失
昭和62年9月1日	強 風	全 町	農作物被害(倒伏) 472ha
昭和63年4月19日	融 雪	上然別	大雨による融雪 農業用施設被害 5,300万円
昭和63年5月12日	豪 雨	全 町	農作物被害(約30ha) 200万円 土木被害(9件) 1,400万円 被害総額 1,600万円
昭和63年11月25日	大 雨	全 町	雪を伴う大雨 路盤流失 50万円 農業用施設被害(明渠) 450万円 農業用施設被害(ビニールハウス) 300万円 被害総額 800万円
平成元年6月30日	豪 雨	西上幌内 ・美蔓	農業用施設被害 4,000万円 農地被害 7,000万円 被害総額 1億1,000万円
平成2年9月11～20日	豪雨及び 暴風雨	全 町	農作物 863ha (234戸)、被害総額 3億0,520万円
平成4年8月10日	台 風	全 町	道路被害(4) 5,179万円
平成5年1月15日	地 震	全 町	釧路沖地震(マグニチュード7.8) 商業被害(65) 1,100万円、道路被害(13) 640万円、農業用施設被害 655万円、ごみ処理施設被害 300万円等 被害総額 2,761万円
平成5年	冷 害	全 町	農作物 9,815ha (379戸)、農業被害 11億7,072万円
平成6年4月4日	雪 崩	扇ヶ原展望台付近	道道(然別湖線)一時通行止
平成6年9月14日～26日	長 雨	全 町	農作物被害(555.48ha) 54,753万円
平成8年5月9日～10日	大 雪	全 町	農業被害 75万円(ビニールハウス8棟65万円、アスパラガス 5.3ha 10万円)
平成8年	低温及び 日照不足	全 町	農業被害 126,400万円
平成10年8月27日～29日	大 雨	全 町	崖くずれ(1)

第2章 鹿追町の概況

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成10年9月16日	台 風	全 町	農作物被害(1,490ha) 13,307万円、家屋一部破損(1) 135万円 林業被害(111ha) 17,952万円 被害総額 31,395万円
平成11年5月5日	大 雨	道道然別峡線 (国有林136林班)	土砂くずれ(1)
平成12年1月	大 雪	全 町	農業被害17(ビニールハウス・乾草庫等) 2,183万円
平成12年5月17日	集中豪雨	瓜幕・中瓜幕	住宅周囲浸水(物置・車庫)・農地冠水(8.98ha)、農業被害 769万円 被害総額 886万円
平成13年3月4日	大 雪	笹川・北鹿追	農業用施設被害(2) 45万円
平成13年9月10日～13日	台 風	全 町	道路法面土砂くずれ(1) 300万円、畑冠水(24.2ha)
平成14年1月21日～22日	大 雪	全 町	農業用施設被害(46) 3,140万円
平成14年10月1日～2日	台 風	全 町	土砂くずれによりかんの温泉一部破損 141万円、農業作物被害(114.3ha) 820万円 農業用施設被害(41) 720万円、河川決壊(2) 104万円、道路欠損(15) 3,432万円 林業被害(20.42ha) 980万円、その他被害 247万円 被害総額 6,444万円
平成15年8月9日	台 風	全 町	前線及び台風10号により降水量145mm、農業被害 5.8ha 458万円、道路欠損(4) 1,710万円、被害総額 2,168万円
平成15年9月26日	地 震	全 町	平成15年十勝沖地震(マグニチュード8.0「暫定」、午前4時50分発震、鹿追震度6弱を 観測、負傷者3名、営農施設 10万円、道路被害(2) 501万円、水道施設 60万円、火葬 場被害 42万円、商業被害等(29) 456万円、小学校(2) 5万円、社会教育施設(4) 71 万円、その他被害(4) 38万円、被害総額 1,184万円(平成15年10月末現在確定金額)
平成16年9月8日	台 風	全 町	台風18号により瓜幕で最大瞬間風速27.7mを記録、町内各地域で倒木、建物の屋根が 飛ぶなど農業被害1,848万円、その他被害(3)11万
平成16年12月4日	大 雪	全 町	営農施設被害5万万円
平成17年9月7日	台 風	全 町	台風14号により道路被害等3,112万円
平成18年8月18日	大 雨	全 町	土木被害1,134万円、商工被害150万円、その他被害(4)100万円
平成19年1月7日	暴風・大雪	全 町	営農施設被害820万、その他(7)246.8万円
平成23年4月17日	暴 風	全 町	屋根がはがれたり、シャッター等が破損したが大きな被害は発生しなかった
平成24年4月4日	暴風・大雪	全 町	風速24.9mを観測、よく5日最大瞬間風速28.1mを記録、倒木等が数箇所発生したが 被害はなかった
平成25年4月7日	大雪・融雪・暴風	全 町	健康公園スキー場暴風ネット破損10万円

第3章 防 災 組 織

災害の予防、応急、復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、迅速かつ円滑な災害対策の総合的運用を図るため、本章においては、防災に関する組織体系及びその運営、非常配備体制並びに災害対策本部等の編成及び運営など防災組織に関する総合的事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防 災 会 議

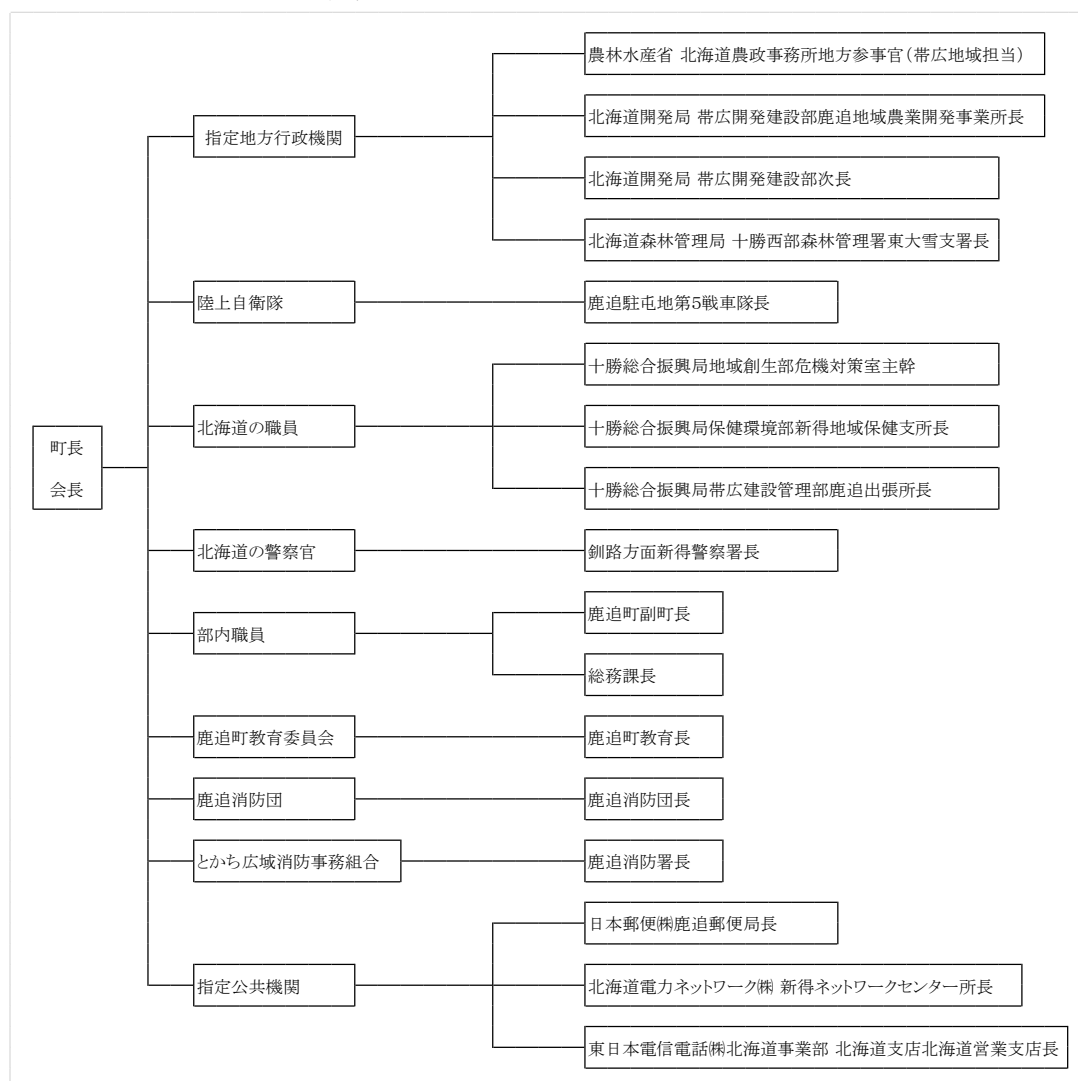
鹿追町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき鹿追町防災会議を設置する。

その組織構成は、次のとおりとする。

1 防災会議の組織

鹿追町防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく鹿追町防災会議条例(昭和37年12月28日条例第18条)(資料1)第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係相互間の連絡調整等を行うことを任務とする。

2 防災会議の組織及び委員



3 防災会議の運営

鹿追町防災会議条例及び鹿追町防災会議運営規程（昭和37年12月24日 防災会議議決）（資料2）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

鹿追町災害対策本部は基本法第23条に基づいて、災害が発生しまたは災害が発生するおそれがある場合は、町防災会議と密接な連絡のもとに設置し、災害予防、応急対策を実施する。

1 本部の組織及び所掌事務

(1) 本部の組織



(2) 本部の名称は、「鹿追町〇〇災害対策本部」（〇〇は災害名）とする。

2 災害対策本部の各班事務分掌

(1) 総務対策部

班	所掌事務の内容
総務班 (総務課の職員) (町民課の職員)	1. 本部職員の非常招集に関する事 2. 本部職員の衣服、食糧及び寝具の調達供給に関する事 3. 本部長、副本部長の秘書に関する事 4. 本部の庶務及び本部員との連絡調整に関する事 5. 自衛隊の派遣要請要求および連絡調整に関する事 6. 国・道に対する要請及び報告に関する事 7. 避難所、炊き出し所および救護所の設置・運営に関する事 8. 被災地応急物資及び本部職員の輸送に関する事 9. 災害予報（注意報を含む。）警報、情報等の受領及び伝達に関する事 10. 町有財産の被害状況、応急対策及び伝達に関する事 11. 被害状況の取りまとめに関する事 12. 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関する事 13. 災害対策の予算及び資金に関する事 14. その他、各班に属さない事項 15. その他、特命事項に関する事
情報連絡班 (企画課の職員)	1. 町内の被害現場の写真撮影に関する事 2. 災害報道記事及び災害状況写真等の収集に関する事 3. 災害日誌、災害記録に関する事 4. 住民に関する警報、避難命令等の周知、後方に関する事 5. 各地区との連絡情報に関する事 6. その他、特命事項に関する事
支所班 「瓜幕地区」 (瓜幕支所の職員) (ジオパーク推進課の職員)	1. 瓜幕地区災害予報（注意報を含む。）警報、情報等の受領及び伝達に関する事 2. 瓜幕地区災害発生に伴う応急救助の実施に関する事 3. 瓜幕地区災害の現状把握及び報告に関する事 4. 本部各班関連対策業務報告に関する事 5. その他、特命事項に関する事

(2) 施設対策部

班	所掌事務の内容
土木班 (建設水道課の職員)	1. 道路、河川、橋梁等の被害状況に関する事 2. 治水計画の実施についての連絡調整に関する事 3. 浸水防止対策に関する事 4. 災害復旧工事に関する事 5. 道路等の障害物の除去に関する事 6. 道路の通行禁止及び制限の措置の総合調整に関する事 7. 派遣自衛隊との連絡調整に関する事 8. その他、特命事項に関する事
施設班 (建設水道課の職員)	1. 公営住宅の被害調査及び応急対策に関する事 2. 被災世帯、被災住家の被害調査に関する事 3. 被災住宅の応急措置に関する事 4. 被災者に対する住宅の確保に関する事 5. 応急仮設住宅の建設に関する事 6. その他、特命事項に関する事

班	所掌事務の内容
車 両 班 (建設水道課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食糧及び応急資材等の輸送に関すること 2. 災害交通路線調査及びスクールバス等の運行路線の確保に関すること 3. 応急作業用車両等の確保及び応急資材等の調達輸送に関すること 4. 災害時の車両の確保及び配車に関すること 5. その他、特命事項に関すること
上下水道班 (建設水道課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 機動給水に関すること 3. 水源及び配水施設の管理に関すること 4. 応急給水所の設置及び応急給水の周知に関すること 5. 給水機器の確保及び輸送に関すること 6. 被災上下水道施設の応急措置に関すること 7. 水質の保全に関すること 8. その他、特命事項に関すること

(3) 厚生対策部

班	所掌事務の内容
厚 生 班 (保健福祉課の職員) (子育て支援課の職員) (議会事務局の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 収容避難場所の開設、初期の管理及び実施に関すること 2. 被災地域住民の避難誘導及び応急救護に関すること 3. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること 4. 被害者の生活保護及び母子世帯の保護に関すること 5. 義援金、救援物資等の受付、保管及び配分に関すること 6. 保育園児・トリムセンター及び社会福祉施設入居者・独居老人・障がい者等の避難誘導及び応急救護に関すること 7. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 8. 独居老人及び障害者の被災調査に関すること 9. 日本赤十字社、防災ボランティア等の救助活動との連絡調整に関すること 10. 被災者に対する応急食糧の供給計画及び炊き出しの実施に関すること 11. 行方不明者の捜索に関すること 12. その他、特命事項に関すること
衛 生 班 (保健福祉課の職員) (子育て支援課の職員) (議会事務局の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 負傷者の応急処置に関すること 2. 被災地の伝染病予防及び患者の収容に関すること 3. 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること 4. 避難所等の応急医療の支援、保健指導に関すること 5. 応急救護所の開設及び管理に関すること 6. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 7. 保健所との連絡調整に関すること 8. 公害防止対策及び緊急対策に関すること 9. じん芥収集、廃棄物処理、し尿くみ取り、死亡獣畜処理に関すること 10. その他、特命事項に関すること

(4) 産業対策部

班	所掌事務の内容
農 林 班 (農業振興課の職員) (農業委員会の職員) (商工観光課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地、山林及び農畜産林業関連施設、農林産物、家畜等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災地の病虫害の防疫に関すること 3. 被災地の家畜の伝染病予防及び防疫に関すること 4. 家畜用飼料の確保に関すること 5. 農業関係機関との連絡調整に関すること 6. 林野の火災予防に関すること 7. 農業用施設・土地改良施設等の災害復旧工事に関すること 8. その他、特命事項に関すること
商 工 班 (商工観光課の職員) (農業振興課の職員) (農業委員会の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること 2. 観光施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 入込み客対策に関すること 4. 商工業関係機関との連絡調整に関すること 5. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること 6. 消費物資の確保及び物価安定対策に関すること 7. その他、特命事項に関すること

(5) 医療対策部

班	所掌事務の内容
医 療 班 (国保病院の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入院患者及び通院患者の避難誘導及び応急救護に関すること 2. 負傷者の応急措置及び収容に関すること 3. 死者の収容及び安置に関すること 4. 医療機関、医師等の動員計画の作成及び実施に関すること 5. 医薬品及び衛生資材の確保に関すること 6. その他、特命事項に関すること

(6) 文教対策部

班	所掌事務の内容
学校教育班 (学校教育課の職員) (社会教育課の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 教育施設の被災調査、応急対策及び応急利用に関すること 2. 園児・児童・生徒の安全確保、避難誘導及び応急救護に関すること 3. 応急教育及び学校給食に関すること 4. 教職員の動員に関すること 5. 被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の調達及び支給に関すること 6. 教育施設の応急利用に関すること 7. その他、特命事項に関すること
社会教育班 (商工観光課の職員) (農業振興課の職員) (農業委員会の職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 社会教育施設等利用者の避難誘導及び応急救護に関すること 3. 社会教育関係団体の応援及び協力要請に関すること 4. 社会教育施設等の応急利用に関すること 5. その他、特命事項に関すること

3 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置

災害対策本部は、基本法第23条の規定により、災害、事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、次の基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
地震	・震度5弱又は5強の地震が発生し又は発生するおそれがあるとき
風水害	・多くの住家や人的被害が発生し、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で避難勧告や孤立集落等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害、生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	・被害が大規模で、広域にわたるとき
大事故等	
道路災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模災害	・被害が大規模なとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	・火災が近隣の町にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命救助救出活動の難航が予想されるとき
冷(湿)害	・冷(湿)被害が大規模なとき

(2) 町長は、災害の発生するおそれが解消したと認められた場合、又は災害応急対策活動がおおむね完了した場合に災害対策本部を廃止する。廃止後においても、災害事務、救済策の実施を要する場合は、それぞれ本来業務を所掌する部課に業務を引き継ぎ、それぞれの関係部課において対策業務を執り行う。

(3) 町長は、本部の設置及び廃止をした場合、各防災機関及び住民並びに十勝総合振興局、報道機関に電話、文書、その他の方法で通知、公表するものとし、本部の標識を役場正面玄関に掲示又は撤去する。

4 災害対策本部の配備体制

(1) 本部は、被害を最小限度にするため迅速かつ強力な配備体制を整えるものとする。ただし、災害対策本部が設置されない場合にあっても、災害の規模、特性に応じ、非常配備の体制をとることができる。

(2) 非常配備体制の区分、配備の内容、配備の時期の基準は別表のとおりとする。

職員の非常配備体制

種 別	配備時期（基準）	職員体制（配備内容）	配備内容（活動）
注意体制 （警戒体制）	【風水害等】 ・気象業務法に基づく気象・地象・水象に関する情報又は警報を受けたとき。 ・災害の発生が予想され、その対策に備える必要があるとき。	1. 防災総務班 （町民課防災担当） 2. 各所属長は必要な巡廻、施設確認等を行い、総務課長（町民課長）に報告する	・各情報の収集を行うとともに、災害の発生が予想される場合の連絡網等体制確認。 ・必要に応じ随時巡廻、連絡。
第1非常配備 （初動体制）	【風水害等】 ・特別警報（大雨・洪水・強風等の警報）が継続し、初期災害対策が必要なとき。 【その他】 ・町長が必要と判断したとき。	1. 次の課長、所属長を召集し、巡廻、情報収集。 総務課長、町民課長、建設水道課長、農業振興課長、商工観光課長、消防署長と所属長の指定する職員 2. 他の課長は状況に応じた施設等の点検、報告。 3. 招集指示職員以外の全係長以上は自宅待機。	（総務課長（町民課長））は ①気象等に関する情報及び災害状況の収集を図り、関係機関との連絡調整。 ②災害状況を把握し町長への報告・仰指示 （関係所属長は） ①巡回・巡視など初期災害対策実施。 ②所管施設、設備の点検整備 ③事態の推移により、第2非常配備体制移行する準備。 ④その他必要な措置
	【地震災害】 ・震度4の地震が発生したとき。	1. 全課長、全係長 2. 所属長の指定する職員 ※保健福祉課、支所、教育委員会、病院、子育て支援課の所属長は所管する施設の点検、又は職員に指示し、状況を総務課長まで報告。その後指示待ち。	
第2非常配備 （出動体制）	【風水害等】 ・数地区にわたり相当規模の災害が発生したとき。又は恐れがあるとき。 【その他】 ・町長が必要と判断したとき。	必要に応じ対策本部設置。 1. 全職員と所属長が指定する会計年度任用職員。 2. 他の会計年度任用職員は自宅待機。	（各課長） ①所掌事務の情報収集と連絡調整や本部長（町長）への報告・仰指示 ②災害の現況について職員に周知させ、本部と調整し所要人員の非常配備。 ③所管施設、設備等の点検し、本部と調整し必要に応じ被災現地への職員配備。 ⑤その他必要な措置・第3非常配備体制移行準備
	【地震災害】 ・震度5弱又は5強の地震が発生したとき。	必要に応じ対策本部設置 1. 全職員と所属長が指定する会計年度任用職員	
第3非常配備 （総動員体制）	【風水害等】 町全域に甚大な災害が発生したとき、又は恐れがあるとき。 【その他】 ・予想されない重大な被害が発生したとき。 ・町長が必要と判断したとき。	対策本部設置 1. 全職員 （会計年度任用職員含む）	本部長（町長）の指示により、対策本部所掌事務を分担。 ①各部各班、災害対策に全力傾注。 ②各部長は活動状況を本部長に報告・仰指示
	【地震災害】 ・震度6弱以上の地震が発生したとき。	対策本部設置 1. 全職員 （会計年度任用職員含む）	

（備考）災害の規模及び特性に応じ、上記基準に拘らず本部長（町長）の指示により臨機応変の配備体制を整えるものとする。

- ・ 職員は上記配備体制以外において、所管・所掌する事項で町民の安全確保のため必要な措置を随時行うこと。
- ・ 職員の配備体制に基づく連絡体制等は、各課内、各所属内で十分確認を図ること。

- 5 各対策部における非常配備体制の解除は、本部長が指令するものとする。
- 6 災害対策本部の運営

本部の運営は、鹿追町災害対策本部条例（昭和37年12月28日条例第19号）（資料3）の定めるところによる。

 - (1) 本部が設置された場合、本部に「本部員会議」及び「本部情報連絡室」を置く。
 - ア 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
 - (ア) 本部長 町長
 - (イ) 副本部長 副町長、教育長
 - (ウ) 本部員 各課長職にあるもの
 - イ 本部員会議の協議事項
 - (ア) 本部及び職員の非常配備体制の確立及び廃止に関すること。
 - (イ) 災害情報、被害状況の分析に関すること。
 - (ウ) 災害予防及び災害応急対策の実施及び総合調整に関すること。
 - (エ) その他災害対策に関する重要な事項。
 - ウ 本部員会議の開催
 - (ア) 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、開催する。
 - (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
 - (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
 - (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは本部長にその旨を申し出る。
 - (2) 本部情報連絡室
 - ア 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に係る指令の伝達の事務にあたる。
 - イ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。
 - (ア) 室長 総務課長（総務対策部長）
 - (イ) 副室長 企画課長（情報連絡班長）
 - (ウ) 係員 企画課の職員（情報連絡班員）
 - (3) 災害情報連絡責任者
 - ア 各課長は、あらかじめ所属職員の中から災害情報連絡責任者を指名し、企画課長に報告する。
 - イ 災害情報連絡責任者の業務は次のとおりである。
 - (ア) 所属課内の職員の動員、配備体制の状況把握
 - (イ) 所属部の災害、被災状況の調査収集
 - (ウ) 応急対策の実施、活動状況の把握
 - (エ) 本部情報連絡室との情報伝達及び所属部内の連絡調整
- 7 災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

第3節 住民組織の活用

防災計画の効果的な実施の推進を期するため、災害時等の緊急を要するときは住民組織に必要な応じて協力依頼することとし、担当班（厚生班）を通じて下記の団体に対し、各種任務及びその他災害応急対策の補助について協力を求めるものとする。

1 住民組織

名称	連絡責任者	連絡方法	協力要請事項
消防後援会	消防後援会長	電話又は口頭	・消防機関出動時における炊き出し等、後方支援に関すること
女性団体	鹿追町女性団体連絡協議会会長		・避難収容所における給食に対する協力 ・被災者への炊き出しに対する協力
行政区	各行政区防災委員		・地域情報連絡 ・避難誘導 ・災害情報等、区内への周知に対する協力 ・災害現場における応急手当と患者の搬送に関すること ・避難所に関する活動協力
その他各団体	ピュアモルトクラブ 会長 鹿追町農村青年会長 婦人ボランティアサークルふきのとう 鹿追高等学校ボランティア同好会長		・災害応急対策に対する協力
帯広地方隊友会鹿追支部	隊友会支部長	文書又は電話	・協定書による

2 住民に対する周知方法

本節第1項の連絡責任者等を通じ行うものとする。